

○可茂衛生施設利用組合構成市町村分担金に関する要綱

平成 29 年 2 月 20 日
可茂衛生施設利用組合訓令甲第 1 号

可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設等分賦金徴収要綱（平成 6 年組合訓令甲第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、可茂衛生施設利用組合規約（昭和 35 年岐阜県指令第 908 号）第 9 条第 1 項第 1 号に規定する市町村分担金（以下「分担金」という。）の額の算定及びこれに関し必要な事項を定めるものとする。

（分担金の種類）

第 2 条 分担金の種類は、施設の建設に要する費用に充当する分担金（以下「建設分担金」という。）及び施設の建設に要する費用以外の費用に充当する分担金（以下「運営分担金」という。）とする。

2 施設の建設に要する費用は、建築費、解体撤去費、用地取得費、土地造成費等の費用で整備又は解体事業費として目を区分して予算計上した費用並びにその施設建設又は解体撤去を目的に借り入れた起債の元利償還に要する費用及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 5 項に規定する選定事業者に対して支払う財産購入費とする。

（分担金算出の基準）

第 3 条 分担金算出の基準は、人口割、実績割及び均等割とする。

2 人口割は分担金を納付する年度の前年の 4 月 1 日における住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により作成された住民基本台帳に基づく人口により算出する。

3 実績割は次の各号に掲げる区分により、分担金を納付する年度の前々年度における当該各号に定める実績により算出する。

- (1) し尿処理施設 し尿、浄化槽汚泥及び下水道脱水汚泥の搬入量
- (2) 可燃物処理施設 可燃ごみの搬入量
- (3) 不燃物処理施設 不燃ごみの搬入量
- (4) 火葬場施設 火葬炉の使用件数

4 可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 11 年可茂衛生施設利用組合条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 項の規定が適用される一般廃棄物は、前項第 1 号から第 3 号までに規定する搬入量から除くものとする。

5 均等割は構成市町村の数で除して得た額とする。

（分担金の案分方法）

第 4 条 分担金計算の区分、基準及び案分の率は、別表のとおりとする。

（下水道脱水汚泥超過分の分担金）

第 5 条 下水道脱水汚泥の搬入量が計画搬入量を超過した構成市町村は、当該年度に脱水汚泥の処理に要した費用に処理量全体に占める当該超過分の割合を乗じて得た

額に相当する額をし尿処理運営費として翌々年度に別途納付する。

附 則

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日までの間、第3条第3項第4号中、「火葬場」は「斎場」と、同号中「火葬炉の使用件数」は「遺体、産汚物及び身体の一部の火葬件数」と、別表中「火葬場管理運営費」は「斎場管理運営費」とそれぞれ読み替えるものとする。

別表（第4条関係）

種類及び区分	基準及び案分の率
1 建設分担金	人口割 25 実績割 75
2 運営分担金	
(1)一般管理運営費	人口割 10 実績割 90
(2)し尿処理運営費	
(3)可燃物処理運営費	
(4)不燃物処理運営費	
(5)公園管理運営費	人口割 90 均等割 10
(6)研修館管理運営費	
(7)火葬場管理運営費	

(備考)

- 1 建設分担金の実績割は第3条第3項各号及び同条第4項のとおりとする。
- 2 一般管理運営費には議会費及び監査委員費を含み、実績割は第3条第3項第1号から第3号までの実績を合計する。ただし、条例第5条第2号の規定を適用する事業系一般廃棄物を除く。
- 3 し尿処理運営費の実績割は第5条の規定により別途納付する下水道脱水汚泥超過分を除く。
- 4 可燃物処理運営費及び不燃物処理運営費の実績割は備考第2項ただし書を準用する。
- 5 研修館管理運営費に係る分担金のうち、2千万円に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を超える指定管理料については、可児市が納付する。